

環技審第17号
令和2年9月4日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝七



(仮称)丸森筆甫風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申）
令和2年8月7日付け環対第230号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



(仮称) 丸森筆甫風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般の事項

- (1) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の一部が阿武隈渓谷県立自然公園、次郎太郎山鳥獣保護区及び保安林に指定されている。また、想定区域には、土砂災害警戒区域（土石流）などの災害リスクの高い地域も含まれている。これらのことから、周辺の自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の適切な絞り込みを行うこと。
- (2) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）を検討すること。
- (3) 想定区域周辺は令和元年東日本台風によって裸地が非常に多い状態となっており、じょう乱された状態がベンチマークとなることを認識し、適切に調査、予測及び評価手法を設定すること。
- (4) 想定区域の絞り込みに当たっては、資材輸送、道路の新設・拡幅及び風車の設置、送電線施設設置、植生改変や人工緑地造成による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。
- (5) 想定区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。
なお、想定区域周辺は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けているため、事業の実施に当たっては、土砂災害への対応方針を十分に説明すること。
- (6) 本事業により設置される風力発電機が県南地域の広域から視認される可能性が高い等、周辺の環境への影響が懸念されるため、方法書以降の手続きでは関係自治体に白石市及び角田市を含め、広く設定すること。

2 個別の事項

(1) 騒音、低周波音及び風車の影

想定区域及びその周囲には住居等が存在し、風車の設置想定区域から最寄りの住居等までの距離が約 500 メートルと極めて近い。また、風車に囲われることとなる住居等が存在する。これらのことから、風車の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による生活環境への重大な影響が強く懸念される。このため、風力発電施設等の配置等の検討に当たってはこれら住居等への重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 地形及び地質

- イ 想定区域には、地形、地質、自然現象に係る自然景観資源である次郎太郎山を中心とした地域が存在する。自然景観資源も重要な地形と認識し、その地形及び周辺を想定区域から除外すること。
- ロ 想定区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域や砂防指定地、土砂災害危険箇所が存在するため、その区域及びその上流域を想定区域から除外すること。
- ハ 令和元年東日本台風で生じた斜面崩壊地の分布を把握し、事業実施による影響(裸地の拡大や土砂の流出等)を十分に検討した上で、想定区域の絞り込みを行うこと。

(3) 動物

- イ 想定区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカ、稀少な小型哺乳類であるカワネズミやヤマネ、カヤネズミ等の生息可能性が高く、事業の実施によりこれらの種の生息環境が変化すると考えられる。このことから、これらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切な調査手法を設定し、影響を回避又は十分に低減すること。
- ロ 想定区域に希少猛禽類の渡りルートの存在や稀少な鳥類の生息の可能性が高いことから、環境アセスメントデータベースの鳥類センシティビティマップ等を用いて、渡りルート、飛翔高度や地形条件との関係等を把握した上で、適切な調査手法を設定すること。
- ハ コウモリ類や渡り鳥等の飛翔経路を確保するため、累積的影響を考慮した上で想定区域の絞り込み及び風力発電機の配置等を適切に行うこと。
- ニ 地表性の動物について、工事用車両の通行によるれき死等の影響を調査、予測及び評価すること。

(4) 植物

- 重要な植物群落が想定区域に隣接して存在しており、これらの植物群落は、近傍の土地を改変した場合には間接的な影響が生じる可能性があることから、その影響について、方法書以降の図書で調査、予測及び評価すること。

(5) 景観

- イ 住居等の周囲に風車の立地が想定されることから、景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの囲繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。
- ロ 鉄塔の見え方に関する基準を準用した場合、景観への影響が過小評価となることを避けるため、風車の稼働による誘目性を考慮し、適切に調査、予測及び評価すること。

ハ 設置される風車は、県南地域の広域から視認される可能性があるため、眺望の調査地点を広く追加すること。また、市街地や想定区域周辺住居等への影響を回避、低減するよう風車の配置等を検討すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域周辺にあるバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 放射線の量

イ 事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境・土壤・山菜、キノコ等の農産物への影響を調査、予測及び評価すること。

ロ 土壤の放射性物質濃度の調査方法は、すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路 20 メートル毎に、表面 1 センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ハ 想定区域及びその周辺は地理的に放射線量の高い場所が存在すると想定され、事業の実施による重大な影響が懸念される。このため、方法書の作成に先立ち、予備調査を実施した上で適切な調査、予測及び評価手法を設定すること。